



いなべ市

プレスリリース資料 (No.10)

平成23年5月17日

内 容 (テーマ)	県に続いていなべ市も 東日本大震災に関する職員ボランティア休暇の上限日数拡大
日 時 (時期)	
場 所	
市長出席の有無	有 ・ 無
特記事項	<p>1 東日本大震災復興支援のボランティア活動への職員参加を容易にするため、これまで1年に5日の範囲内の期間だったボランティア休暇の上限日数を10日に引き上げる。</p> <p>2 国家公務員は7日に引き上げており、全国の都道府県では三重県ほか4県が10日で最高。全国的にも10日が最高と思われる。 これらの制度整備状況を受け、いなべ市もボランティアで活動しようとする職員の支援を積極的に行うため、国を上回る最高の日数を設定する。</p> <p>3 適用期間は、東日本大震災に対処するための現行規則の特例であるため、平成23年12月31日までとする。</p>
担当課係名 電話番号	総務部職員課 0594-74-5825 Fax0594-74-5851
記者説明の 有 ・ 無	有 (場所 日時) ・ 無